

## アマチュアゴルファーの成績に基づき、賞金が広く認められたチャリティーに寄付されるゴルフイベントの主催者のためのガイドライン(裁定 3-1b/1)

規則 3-1b のチャリティーのための賞金の規則に基づいて JGA が主催者にアマチュアゴルファーの成績に基づき、賞金をチャリティーに寄付することを認めるかどうかについては下記裁定のガイドラインに従って裁定をすることになります。

JGA はアマチュアリズムの尊重と、プロの職域の保護の観点から、この規則に基づいて認められるチャリティーとは大規模災害等など例外的な状況に対して広く行われるものに限定すべきであると考えています。なお、東日本大震災発生時には世界中から多くの支援、援助が届けられた事実に鑑み、承認されるチャリティーの活動は日本国内に限定されるものではありません。

### 裁定 3-1b/1

一般的に、アマチュアゴルファーはマッチ、競技またはエキシビションにおいて、賞金または同等のもののためにゴルフをプレーしてはならない。しかしながら、規則 3-1b に基づき、主催者がまず前もって統轄団体の承認を得ることを条件に、アマチュアゴルファーは賞金または同等のものが広く認められたチャリティーに寄付されるイベントに参加することができる。

主催者はそのイベントがプレーされる国の統轄団体から前もって承認を得なければならない。統轄団体はそのイベントの提案された競技の条件(詳細な賞金の内訳と関連するチャリティーを含む)の提出を要求することができる。

特定のイベントが規則 3-1b に基づく承認のための資格があるかどうかについては統轄団体の該当する委員会の決定事項である。そしてその統轄団体がこの件に関してかなりの決定権を持つ。しかしながら、以下の要件に合致した場合にのみイベントを承認することができる。

1. 主催者はその競技の前に、アマチュアゴルファーの成績に基づく賞金を受け取る権利のある慈善団体を特定しなければならない。
2. 賞金を受け取る権利のある慈善団体は、その競技が開催される法域においての法律や税法に定められているように広く認められたチャリティーでなければならない。
3. すべての他の賞は規則 3 に適合していなければならない。
4. アマチュアゴルファーは、慈善団体に支払われた賞金から直接的であろうと間接的であろうと、いかなる利益(例：税優遇)も受けてはならない。

規則 3-1b に基づいて承認されたすべてのイベントは参照番号(例：R3-1b 承認/1/2016)を付与されるべきで、その番号をすべての広告媒体と参加申込書に掲載すべきである。

以上